

○総務省令第九号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣 片山 善博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の六の三第四項第一号中「二〇ミリワット」を「一〇〇ミリワット」に改め、同項第二号中「二デシベル」を「〇デシベル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の六の三に次の一項を加える。

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

第四十九条の六の四第四項第一号中「二〇ミリワット」を「一〇〇ミリワット」に改め、同項第二号中「二デシベル」を「〇デシベル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の六の四に次の一項を加える。

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

第四十九条の六の五第四項第一号中「二〇ミリワット」を「一〇〇ミリワット」に改め、同項第二号中「二デシベル」を「〇デシベル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の六の五第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

- 5 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の九に次の二項を加える。

- 4 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号及びホの規定は、適用しない。

- 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

- 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

5 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の二十八第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項及び第二項の基地局の無線設備（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号ハ並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

- 一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。
 - 二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。
 - 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。
 - 四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。
 - 五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。
 - 六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- 6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。
- 第四十九条の二十九第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項及び第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6 第一項及び第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項及び第二項（第三号に限る。）に

規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証を受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五までに規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五までに規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。

(無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正)

- 4 無線設備規則の一部を改正する省令(平成五年郵政省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。
- 5 無線設備規則の一部を改正する省令(平成九年郵政省令第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。
- 6 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十年郵政省令第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。
- 7 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。
- 8 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第一百十九号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。
- 9 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第一百五十六号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

- 10 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第三項中「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。
- 11 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。
- 12 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。
- 13 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。